

岩手県告示第404号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条第2号の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

平成26年5月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	規 格		生産業者		失効年月日
			保証成分量	その他の規格	氏名又は名称	住 所	
岩手県第 240号	炭酸カルシ ウム肥料	53.0炭酸カル シウム肥料	アルカリ分 53.0	% 肥料取締法第3 条第1項に規定 する公定規格の とおり。	村檜石灰工業 株式会社	栃木県佐野 市宮下町1 番10号	平成25年12 月27日
岩手県第 151号	炭酸カルシ ウム肥料	53炭酸カルシ ウム肥料	アルカリ分 53.0	% 肥料取締法第3 条第1項に規定 する公定規格の とおり。	宮城石灰工業 株式会社	宮城県登米 市中田町上 沼字北桜場 86番地	平成26年2 月12日
岩手県第 147号	炭酸カルシ ウム肥料	53炭酸カルシ ウム	アルカリ分 53.0	% 肥料取締法第3 条第1項に規定 する公定規格の とおり。	第一鉱業株式 会社	宮城県登米 市中田町上 沼字本宮47 番地の2	〃